

令和6年度さぬき市健康福祉部子育て支援課会計年度任用職員募集要項

さぬき市役所健康福祉部子育て支援課において、放課後児童クラブの運営に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集する職種及び募集人員

職種	募集人員	主な業務内容
児童支援員(5時間勤務)	若干名	放課後児童クラブを利用する児童の遊びや生活の支援及び保護者対応など
児童支援員・補助員 (4時間勤務)		

2 必要な資格その他要件等

職種	必要な資格その他要件等
児童支援員	下記のうちいずれか ・保育士資格、社会福祉士資格、幼・小・中・高の教員免許又は条例で定める資格等を取得している者で、令和6年度中に放課後児童支援員認定資格研修受講可能な者 ・放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了している者
補助員	資格は特に問いません
上記の職種	運転免許(自動車・二輪)

※採用時点で放課後児童支援員認定資格を持たず、「令和6年度中に放課後児童支援員認定資格研修を受講見込の者(みなし支援員)」として採用された場合は、令和7年3月31日までに放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要があります。資格研修を修了できない場合は、募集要件を満たさないこととなり翌年度の継続任用不可、あるいは、継続して任用する場合も職種が補助員に変更されます。

3 任用期間

令和6年11月1日～令和7年3月31日(勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。[再度の任用は原則2回まで])

4 勤務場所

さぬき市放課後児童クラブ

(津田、さぬき南、寒川、志度、さぬき北、長尾、造田のうち、いずれかに勤務)

※ただし、年度終了後や任用を更新する場合などに、勤務施設を異動する場合があります。

5 勤務条件

(1) 勤務日 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

(2) 基本の勤務時間

児童支援員（5時間勤務） 13時00分～18時00分

児童支援員（4時間勤務）及び補助員 14時00分～18時00分

※上記の基本の勤務時間のほか、以下の時差勤務等があります。

- ・ 7時30分からの早朝勤務
- ・ 18時30分までの延長勤務
- ・ 土曜日の勤務（数か月に1回程度）
- ・ 小学校の長期休業中及び臨時休業日で8時30分からの勤務

(3) 報酬

1, 192円/時給（必要な資格を有する場合）

1, 082円/時給（その他の場合）

996円/時給（補助員）

(4) 費用弁償

自動車等の場合は使用距離区分、または、交通機関利用の場合は運賃等相当額のいずれかを支給します。（ただし、上限額あり）

(5) 社会保険（制度改正により、内容が変更となる場合があります。）

健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害保険に加入します（対象者は以下を参照）。

【共済（短期）】 下記のいずれかに該当する者

ア 継続して2か月以上の任用が予定されている75歳未満の者で、1週間の勤務時間及び1月の勤務日数が正規職員の4分の3以上の者

イ 継続して2か月以上の任用が予定されている75歳未満の者で、1週間の勤務時間又は1月の勤務日数が正規職員の4分の3未満である者のうち、次の要件の全てを満たすもの

① 1週間の勤務時間が20時間以上

② 1月あたりの報酬の額が88,000円以上

※賞与、通勤手当等は算入されない

③ 学生でないこと

【厚生年金保険】 健康保険の資格要件を満たす者で70歳未満の者

【介護保険】 健康保険の資格要件を満たす者で40歳以上65歳未満の者

【雇用保険】 継続して31日以上任用が予定されている者で1週間の勤務時間が20時間以上の者

(6) 年次休暇 規定に基づき付与します。

(7) その他 期末手当・勤勉手当の支給があります。

※在職期間に応じて支給します。

6 応募方法

(1) 提出書類

①「臨時職員新規採用申込書兼履歴書」(子育て支援課専用 A 様式)

※様式は、子育て支援課又は生活環境課の窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大したものを提出してください。

②必要な資格を有することを証する書面のコピー(資格を有する場合のみ)

(2) 提出方法

子育て支援課へ持参してください。郵送の場合は、必ず簡易書留で募集期間内に必着とします。

(3) 募集期間

募集開始日から令和6年10月15日(火)まで

(4) 受付時間

募集期間中の平日の午前8時30分から午後5時まで

7 選考方法及び合否通知

提出書類及び面接による選考を行います。

(1) 面接日時 履歴書提出後に、別途お知らせします。

(2) 面接場所 さぬき市役所寒川庁舎 会議室

(3) 合否通知 後日通知します。

8 申し込むことができない人

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

9 申込み先

さぬき市役所寒川庁舎 2階 子育て支援課

〒769-2395 さぬき市寒川町石田東甲935番地1

電話番号 (0879) 26-9905

「臨時職員新規採用申込書兼履歴書」(子育て支援課専用 A 様式)